原判決を取消す。 控訴人の本件訴えを却下する。 訴訟費用は、第一、二審とも控訴人の負担とする。

事 実

一 控訴人は「原判決を取消す。控訴人が、被控訴人が控訴人に対し昭和五九年一月二六日になした同年二月一日付けで中国電気通信局局長室調査役勤務を命ずる旨の勤務命令に従う雇用契約上の義務を負わないことを確認する。訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。」との判決を求めた。

二 当事者双方の主張は、次に付加するほかは原判決事実摘示のとおりであるから、これを引用する。

1 被控訴人の本案前の主張

被控訴人は、昭和六三年八月三日控訴人を解雇し、控訴人は、右解雇により既に被控訴人の従業員たる地位を喪失したのであるから、右解雇に無効原因の存しない以上、本件訴えの利益はもはや存在していといわなければならない。

2 被控訴人の主張に対する控訴人の反論

(一) 被控訴人は、控訴人に対する隔絶扱いをやめず、質問書にも回答せず、担当業務を与えず、経済的にも締め付けを強化し、それでもなお自発的に辞職しなかった控訴人に対し、昭和六三年七月二六日本件第一審判決がなされるやこれを奇貨として、時を移さず同年八月三日、予告なく即日解雇の発令をした。

右解雇の辞令書には、解雇事由として勤務成績不良、担当職務に必要な適格性を欠くことを掲げているが、右は本件配転命令が有効であるとの前提に立って、中国電気通信局局長室調査役の職位にあっての控訴人の「勤務成績」及び「その職務に必要な適格性」を問題とするものであり、本訴において本件配転命令の無効が確認されれば本件解雇の理由がなくなることは明らかである。仮にそうでないとしても、本件解雇は解雇権の濫用として無効である。 (二) 控訴人は、被控訴人のとった右措置に対して、とりあえず昭和六三年八月

(二) 控訴人は、被控訴人のとった石措置に対して、とりあえず昭和六三年八月三〇日広島地方裁判所に対して地位保全仮処分の申請をするとともに、更に解雇の無効の確認を求める本案訴訟の提起の準備をしつつあるが、当審において本訴についての原判決が取り消され、本件配転命令の無効が確認されれば、本件解雇は右解雇無効確認訴訟の結果をまたず無効となる。

一方、本件訴訟とは別個に控訴人の提起した解雇無効確認訴訟において本件解雇の無効が確認されたとしても、本訴において控訴人が求めている本件配転命令の無効は確認されないから、解雇無効確認訴訟だけでは、右配転命令によって控訴人の被った不利益は回復されない。

したがって、本件解雇がなされた後であっても、本件訴えの利益は失われないといわなければならない。

三 証拠関係(省略)

理 由

一 控訴人が昭和三四年四月被控訴人の前身である日本電信電話公社(以下、公社という。)に入社し、昭和五八年一月からは広島中央電報局長として勤務してあるので、当時公社の設けていた管理職ランクのうちEランク(副参与一級)で中国と、公社は、昭和五九年一月二六日控訴人に対し、同年二月一日付けで本国電気通信局局長室調査役の職位は公社の転金という。)こと、その後右中国電気通信局局長室調査役の職位は公社の電配に伴い中国総支社調査役と改称され、被控訴人は昭和六〇年四月一日控訴の組織改正によって中国総支社担当部長と改称されるに至ったことは、いずし、後当者間に争いがなく、控訴人は、昭和六〇年五月八日広島地方裁判所に対し、有限命令の無効を理由として、「控訴人が、被控訴人に対し昭和五九年配式の無効を理由として、「控訴人が、被控訴人に対し昭和五九年同の無効を理由として、「控訴人が、を被控訴人に対し昭和五九年同の無効を理由として、「控訴人が、を被認する。」旨の判決を求める

本件訴えを提起したところ、同裁判所は、昭和六三年七月二六日控訴人敗訴の判決を言い渡したことは本件記録上明らかであり、また、いずれも成立に争いのない甲第九七号証及び同第九八号証によれば、控訴人は同年八月三日被控訴人会社社員就業規則六五条一項一号(勤務成績がよくないとき)及び同項五号(その他その職務に必要な適格性を欠くとき)に該当するものとして、被控訴人会社から解雇されたこと(解雇の事実及びその日時は、当事者間に争いがない。)が認められる。

二 被控訴人は、本件訴えの利益を争うので、先ずこの点について判断する。 1 雇用契約ないし労働契約(以下、雇用契約という。)の存否そのものについて は労働者と使用者との間には争いがないが、当該雇用契約の内容たる労働の種類、 態様、場所、労働時間等雇用契約の内容の一部又はそれから派生する法律関係ない しは権利義務関係につき労働者と使用者との間に争いがあり、労働者において使用 者の主張どおりの労働の種類、態様、場所、労働時間等にしたがう場合において は、労働者が法律上の不利益を受けるときは、当該労働者は、当該雇用契約の内容 又は派生的な法律関係のみについて確認を求める法律上の利益を有するものと解さ れる。

2 しかして、確認の訴えは、原則として、現在の権利ないし法律関係の存否の確認を求める場合にのみ許されるのであるから、労働者が雇用契約の内容たる労働の種類、態様、場所、労働時間等についての確認を求める訴えを提起した後、退職、定年等によって雇用契約上の地位を失うに至ったときは、当該訴えは、確認の利益を喪失したものというべきである。また、上記の訴えにおいて確認される権利ないし法律関係は、あくまで雇用契約の内容の一部についての権利ないし法律関係は、あくまで雇用契約の内容のであるから、たといるにおいて労働者の主張どおりの雇用契約の内容又は派生的法律関係であることをその論理的前提とするととのである旨の判決が確定した場合であっても、当該確定判決は、当該労働者とその使用者との間の雇用契約が有効に現存することをその論理的前提と当該雇用契約に表してであることをその論理的前提と当該雇用契約に表して必要といる。

3 したがって、本件の如く、被控訴人の従業員たる控訴人が使用者たる被控訴人の命ずる勤務命令に従う雇用契約上の義務の不存在の確認を求める訴えを提起する場合において、既に又は訴え提起後事実審における口頭弁論の終結前に、使用者と労働者との間において先決問題である雇用契約の存否それ自体につき法律上の紛争が生じた場合には、当該雇用契約の存在自体の確認を求める訴え(中間確認の訴えを含む。)とともにするのでなければ、本訴のような使用者の命ずる勤務命令に従う雇用契約上の義務不存在確認の訴えは、即時確定の利益を欠くといわなければならない。

4 本件訴え提起後、被控訴人が控訴人を解雇したことは前認定のとおりであり、 当裁判所の示唆にもかかわらず、控訴人が訴えを変更する等して、控訴人が被控訴 人に対し雇用契約上の地位を有することを確認する旨の訴えを追加して提起してい ないことは記録上明らかである。

したがって、控訴人の本件訴えは確認の利益を欠くものといわなければならない。

三 そうすると、控訴人の本件訴えはその余の点について判断するまでもなく不適法であって、これを適法として本案判決をした原判決は結局不当であるから、これを取り消して本件訴えを却下することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法九六条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 篠清 宇佐見隆男 矢延正平)